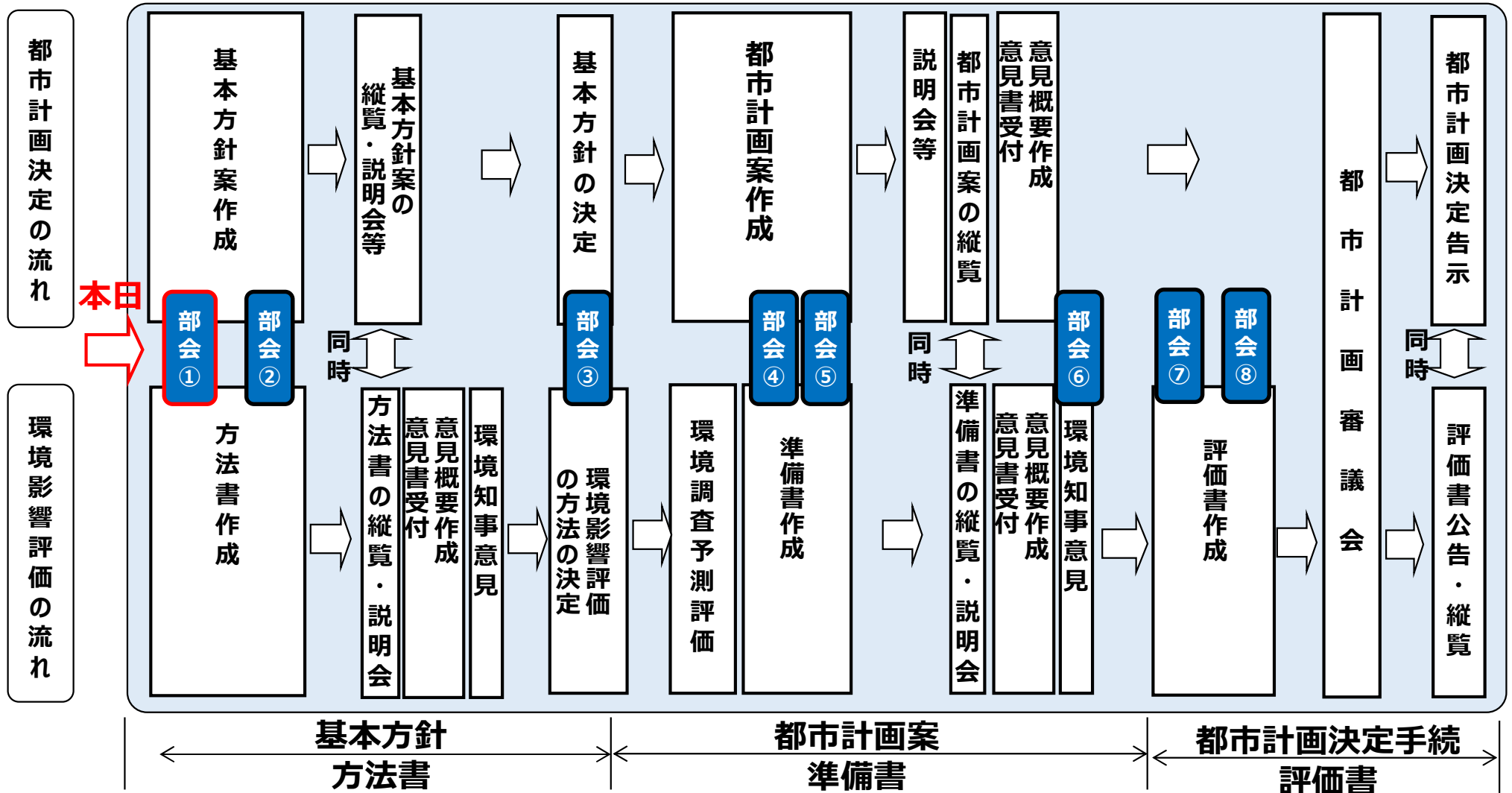


（３）環境影響評価方法書について

目 次

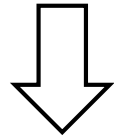
1. 専門部会の進め方
2. 方法書とは
3. 方法書の記載内容
4. 方法書手続の流れ(詳細)

- 方法書の作成では、「基本方針案」「方法書」の作成段階で2回調査審議していただきます。そして、縦覧、意見書受付、環境知事意見などの手続を経て、第3回専門部会において「基本方針」「環境影響評価の方法」をとりまとめます。
- その後、環境影響評価に関する調査、予測、評価を実施し、「都市計画案」と「準備書」を作成します。
- 「都市計画案」「準備書」の段階では3回の専門部会の開催を予定しており、「評価書」の段階では2回の専門部会の開催を予定しています。



配慮書

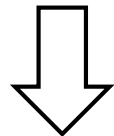
環境の保全について適正な配慮をするべき事項についての検討結果をまとめたもの



- 結果を踏まえて、環境影響評価の項目や、調査・予測・評価の方法について検討

方法書

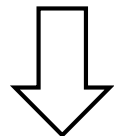
環境影響評価の項目や調査・予測・評価の方法について示したもの



- 選定された項目や方法に基づいて、調査・予測・評価を実施

準備書

調査・予測・評価の結果及び環境保全対策の検討の結果をとりまとめたもの



- 準備書に対する知事、市町村長、地域住民の方々等からの意見を聴取

評価書

必要に応じて準備書の内容を見直したもの

- 都市計画案とともに都市計画審議会に付議
- 都市計画決定権者は事業者の評価書を送付
- 評価書を作成した旨公告するまでは、事業を実施することはできない

審議いただく内容

○方法書とは、都市計画対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、法令に定められた以下の事項を記載したものです。

方法書の構成（環境影響評価法第5条第1項、国土交通省令※第17条 等）

1. 都市計画対象道路事業の名称

2. 都市計画決定権者の名称

3. 都市計画対象道路事業の目的及び内容

- (1) 都市計画対象道路事業の種類
- (2) 都市計画対象道路事業実施区域の位置
- (3) 都市計画対象道路事業の規模
- (4) 都市計画対象道路事業に係る道路の車線数
- (5) 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度
- (6) その他、都市計画対象道路事業の内容に関する事項（既決定内容に限る）

4. 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

5. 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

6. 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

7. 計画段階環境配慮書の案又は配慮書についての意見と見解

8. 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

- 方法書を作成した後、都市計画決定権者（愛知県）は縦覧、説明会を実施するとともに、地域住民の方々等からの意見書を受け付けます。
- その意見概要を作成し、環境知事及び関係市町長に送付します。
- その後、都市計画決定権者は、環境知事、関係市町長、地域住民の方々等からの意見に対する見解を作成し、調査項目・手法を決定します。

方法書手続き

